

○やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例施行規則

(平成23年3月1日規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例（平成23年御所・田原本環境衛生事務組合条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第2条 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録は、個人情報取扱事務登録書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 個人情報取扱事務登録簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報の目的外利用及び外部提供の状況
- (4) その他管理者が必要と認める事項

3 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の登録事項の変更は、個人情報取扱事務登録事項変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第14条の書面は、個人情報開示請求書（別記第3号様式）によるものとする。

2 個人情報開示請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 請求年月日
  - (2) 連絡先
  - (3) 希望する開示の方法
  - (4) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合は、その旨、代理人の区分、代理人が開示請求をする理由並びに本人の氏名及び住所
  - (5) その他管理者が必要と認める事項
- (本人等であることを示す書類)

第4条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カードその他これらに類するものとして管理者が認める書類
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合
  - ア 当該法定代理人に係る前号に定める書類
  - イ 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が認める書類
- (3) 法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合

ア 当該代理人に係る第1号に定める書類

イ 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他代理人の資格を証明する書類  
として管理者が認める書類

(郵送による開示請求)

第5条 条例第13条第1項の規定により個人情報の開示を請求しようとする者は、病  
気又は身体の障害その他やむを得ない事由があると管理者が認めるときは、郵送によ  
り個人情報開示請求書を提出することができる。この場合において、前条の規定にか  
かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出  
しなければならない。

(1) 本人が開示請求をする場合 前条第1号に定める書類のうち、2種類以上の書類  
の写し

(2) 法定代理人が開示請求をする場合 前条第2号アに定める書類のうち、2種類以  
上の書類の写し及び同号イに定める書類の写し

(3) 法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合 前条第3号アに定める書類のう  
ち、2種類以上の書類の写し及び同号イに定める書類の写し

(個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第18条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め  
る書面とする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定の書面 個人情報開示決定通知書(別記第  
4号様式)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定の書面 個人情報部分開示決定通知書(別  
記第5号様式)

2 条例第18条第2項による非開示の決定の書面は、個人情報非開示決定通知書(別  
記第6号様式)によるものとする。

(個人情報開示決定期間延長通知書)

第7条 条例第19条第2項の書面は、個人情報開示決定期間延長通知書(別記第7号  
様式)によるものとする。

(事案移送通知書)

第8条 条例第20条の書面は、個人情報開示請求等事案移送通知書(別記第8号様式)  
によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第9条 条例第21条第1項の規定による通知は、個人情報開示請求に関する第三者意  
見照会書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 条例第21条第1項の意見は、個人情報の開示に係る意見書(別記第10号様式)  
により行うものとする。

3 条例第21条第2項(条例第38条において準用する場合を含む。)の書面は、第  
三者個人情報開示決定通知書(別記第11号様式)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第22条第1項第2号の実施機関が定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 映像又は音声を記録した電磁的記録の場合は、視聴、聴取又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの場合は、用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録以外のものを専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録以外のものの開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

(開示の実施)

第11条 個人情報の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行う。この場合、請求者は個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書を持参するものとする。

2 個人情報が記録されている公文書の閲覧をしようとする者は、当該公文書を前項に規定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、個人情報が記録されている公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 個人情報が記録されている公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

4 第4条の規定は、開示の実施における本人確認の書類について準用する。

(情報の閲覧等)

第12条 閲覧の方法による情報の開示は、管理者が指定する職員の立会いのもとに行うものとする。

2 条例第22条第2項の正当な理由は、次に掲げるものとする。

(1) 情報の原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

(2) 歴史的文化的価値のある公文書で慎重な取扱いを要する場合

(写しの交付に要する費用の納付等)

第13条 条例第23条の情報の写しの作成の費用として徴収する額は、白黒複写機による写し1枚につき実費相当額の10円とする。ただし、これにより難しい場合は、管理者が定める額とする。

2 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(個人情報訂正請求書)

第14条 条例第25条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(別記第12号様式)に

よるものとする。

- 2 個人情報訂正請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 請求年月日
  - (2) 連絡先
  - (3) 訂正箇所
  - (4) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人が訂正請求者である場合は、その旨並びに代理人が訂正請求をする理由並びに本人の氏名及び住所
  - (5) その他管理者が必要と認める事項
- 3 第4条の規定は、訂正請求に係る本人確認のための書類について準用する。
- 4 第5条の規定は、郵送による訂正請求について準用する。

(個人情報訂正決定通知書等)

第15条 条例第27条第1項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- (1) 個人情報の全部の訂正をする旨の決定の書面 個人情報訂正決定通知書(別記第13号様式)
- (2) 個人情報の一部の訂正をする旨の決定の書面 個人情報部分訂正決定通知書(別記第14号様式)

- 2 条例第27条第2項の書面は、個人情報非訂正決定通知書(別記第15号様式)によるものとする。

(個人情報訂正決定期間延長通知書)

第16条 条例第28条第2項の書面は、個人情報訂正決定期間延長通知書(別記第16号様式)によるものとする。

(個人情報訂正決定期間特例延長通知書)

第17条 条例第29条の書面は、個人情報訂正決定期間特例延長通知書(別記第17号様式)によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第18条 条例第31条第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(別記第18号様式)によるものとする。

- 2 個人情報利用停止請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - (1) 請求年月日
    - (2) 連絡先
    - (3) 法定代理人又は法定代理人以外の代理人が利用停止請求者である場合は、その旨並びに代理人が利用停止請求をする理由並びに本人の氏名及び住所
    - (4) その他管理者が必要と認める事項
  - 3 第4条の規定は、利用停止請求に係る本人確認のための書類について準用する。
  - 4 第5条の規定は、郵送による利用停止請求について準用する。
- (個人情報利用停止決定通知書等)

第19条 条例第33条第1項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合の書面 個人情報利用停止決定通知書（別記第19号様式）

(2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合の書面 個人情報部分利用停止決定通知書（別記第20号様式）

2 条例第33条第2項の書面は、個人情報非利用停止決定通知書（別記第21号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第20条 条例第34条第2項の書面は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記第22号様式）によるものとする。

（個人情報利用停止決定期間特例延長通知書）

第21条 条例第35条の書面は、個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（別記第23号様式）によるものとする。

（諮問通知書）

第22条 条例第37条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

実施機関名

個人情報取扱事務を開始しますので、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり登録します。

個人情報取扱事務登録簿

主 管 課		事務の開始年月日	年 月 日																												
個人情報取扱事務の名称																															
個人情報取扱事務の目的																															
個人情報の対象者の範囲																															
個人情報の項目	基本的事項	社 会 生 活	心身状況	家庭状況等	思想・信条等																										
	氏名	住所	性別	生年月日・年齢	本籍・国籍	電話番号	識別番号	印影	学歴	職業	成績	賞罰	資格	財産	課税額	納税状況	滞納状況	公的扶助	口座番号	健康状態	疾病名	疾病歴	障害	身体的特徴	家族関係	婚姻内容	相談	宗教	支那	社会的差別の原因となる諸事情	根拠 □その他 □法令等（第 条）
	□その他																														
個人情報の収集先及び収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外	その根拠	条例第 7 条第 2 項第 号該当																												
	収集先	<input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・団体 <input type="checkbox"/> その他 具体的な収集先・収集について法令等に定めのあるものは法令等名																													
個人情報の目的外利用及び外部提供の状況	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	その根拠	条例第 8 条第 1 項第 号該当																												
	利用・提出先	<input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・団体 <input type="checkbox"/> その他 具体的な目的外利用・外部提供先について 法令等に定めのあるものは法令等名																													
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> 電算以外																														
個人情報の外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 電算等結合 <input type="checkbox"/> その他																														
	【電子計算機等結合の場合、その根拠】 <input type="checkbox"/> 法令・条例 [ 第 条 ] <input type="checkbox"/> その他																														
個人情報取扱事務の外部委託の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [ 主な委託業務 ]																														
備考																															

第2号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録事項変更届出書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

実施機関名

やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、登録事項の変更について次のとおり届け出ます。

届出の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	
個人情報取扱事務の名称		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

第3号様式（第3条、第5条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

請求者 住 所

氏 名

（電話 ）

やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求する個人情報の内容	（知りたい情報を特定できるよう具体的に記入してください。）
開示の実施方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧及び写しの交付

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人（未成年者・成年被後見人）
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電 話

（注）

- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
  - 2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。
  - 3 代理人が請求する場合は、（注）2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。
- ※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
事務の名称	
本人確認の方法 （代理人の本人確認含む。）	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

第4号様式（第6条、第11条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
個人情報の開示の実施の方法	閲覧 ・ 写しの交付
個人情報の開示の日時	年 月 日 時 分
備考	

(注)

- 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当者へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

第5号様式（第6条、第11条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
個人情報の開示の実施の方法	閲覧 ・ 写しの交付
個人情報の開示の日時	年 月 日 時 分
開示することができない部分の理由	やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第15条第 号に該当（理由）
備考	

（注）

- 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当者へご連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第6条関係）

個人情報非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。

個人情報の内容	
開示することができない理由	やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第15条第 号に該当（理由）
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第7号様式（第7条関係）

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

個人情報の内容	
条例第19条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長する理由	
備 考	

第8号様式（第8条関係）

個人情報開示請求等事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第20条の規定により事案を移送したので通知します。

請求に係る個人情報の内容			
請求書受付実施機関			
移送先の実施機関			
移送日	年 月 日		
移送した理由			
備考		受付番号	

（注）開示決定等の通知書は、移送先の実施機関から送付します。

第9号様式（第9条関係）

個人情報開示請求に関する第三者意見照会書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □印

やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第13条の規定に基づき、\_\_\_\_\_に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報を開示するか否かを決定するに当たり、同条例第21条第1項の規定により\_\_\_\_\_のご意見をお聴きしたいので、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により 年 月 日までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、先の期日までにご回答がない場合については、当該個人情報を開示されても支障がないものとして取り扱いますので、ご了承願います。

開示請求のあった年月日	年 月 日
開示請求のあった個人情報の内容	
個人情報に記録されている_____に関する情報の内容	
備考	

第10号様式（第9条関係）

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

住 所

氏 名

（電話 ）

年 月 日付け 第 号で依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。

- 1 情報を開示されても支障がない。
- 2 情報を開示されると支障がある。  
（支障がある部分について記入してください。）

（その理由について記入してください。）

（注）該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

第三者個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □印

先に照会しました〇〇〇に関する情報が含まれた個人情報について、次のとおり開示することと決定しましたので、やまと広域環境衛生事務組合管理者個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。なお、当該申立てとは別にやまと広域環境衛生事務組合管理者に対して同法の規定による執行停止の申立てをされたときは、当該公文書の開示を停止することがあります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公文書の名称及び内容	
開示決定により開示される個人情報に含まれる に関する情報	
開示決定をした理由	
開示請求に対する決定の表示	年 月 日付け第 号による個人情報 (部分) 開示決
定開示を実施する日	年 月 日
備考	

第12号様式（第15条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

請求者 住所  
氏名  
(電話 )

年 月 日付けで開示を受けた個人情報について、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第25条の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
当該個人情報の中で 訂正を求める箇所	
訂正を求める内容 ※ 訂正後の内容を 記入してください。	

代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人)
代理請求の理由	
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電話

- (注) 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。  
2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。  
3 代理人が請求する場合は、（注）2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
本人確認の方法 (代理人の本人確認含む。)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

第13号様式（第16条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
備考	

個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を除いて訂正することを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
一部訂正しない理由	
訂正年月日	年 月 日
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

個人情報非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を訂正 しない理由	
備考	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第16号様式（第17条関係）

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

個人情報の内容	
条例第28条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長する理由	
備考	

第17号様式（第18条関係）

個人情報訂正決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第29条の規定により、決定する期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日まで 年 月 日から
訂正決定等をする期限	年 月 日
やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第29条の規定を適用する理由	
備考	

第18号様式（第19条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

やまと広域環境衛生事務組合管理者 あて

請求者 住所  
氏名  
(電話 )

年 月 日付けで開示を受けた個人情報について、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第31条の規定により、次のとおり利用の停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止を求める内容	
利用停止を求める理由	

代理人が請求される場合は、次の欄も記入してください。

代理の区分	<input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人(未成年者・成年被後見人)
代理請求の理由	
本人の氏名	
本人の住所	
本人の連絡先	電話

(注)

- 1 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。
- 2 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の提示又は提出が必要です。
- 3 代理人が請求する場合は、（注）2の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（委任状と本人の印鑑証明、戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。

※下記欄は記入しないでください。

担当課等名	
本人確認の方法 (代理人の本人確認含む。)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公的年金手帳・証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理関係の確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

第19号様式（第20条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり停止することを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をする内容	
利用停止年月日	年 月 日
備考	

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり一部を中止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
利用停止をする内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止をしない部 分及びその理由	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

個人情報非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用の停止については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり停止しないことを決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止をしない理由	

この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し行政不服審査法による異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第22号様式（第21条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用の停止については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第34条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
条例第34条第1項に 規定する決定期間	年 月 日 まで 年 月 日 から
決定期間の延長期限	年 月 日 まで
延長する理由	
備考	

第23号様式（第22条関係）

個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 □ 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用の停止については、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第35条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
やまと広域環境衛 生事務組合個人情報保 護条例第35条の規定を 適用する理由	
備考	

第24号様式（第23条関係）

情報公開審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合管理者 印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例第37条の規定により、次のとおりやまと広域環境衛生事務組合情報公開審査会に諮問しましたので、通知します。

異議申立てに係る 個人情報の内容	
異議申立ての内容	
諮問をした月日	年 月 日
備考__	